

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年2月8日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊中央会計隊契約科長 宮内 修嗣

◎ 調達機関番号 010 ◎ 所在地番号 13

1 調達内容

(1) 品目分類番号 42

(2) 調達件名及び数量 業務用仮設物等の整備

のための調査検討及び基本設計 1式

(3) 調達件名の特質等 仕様書による。

(4) 納入期限 入札説明書による。

(5) 納入場所 入札説明書による。

(6) 入札方法 総額で入札に付する。落札決定に

当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業

者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること、なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和04・05・06年度（全省庁統一資格）競争参加資格において、「役務の提供等C以上」の等級に格付されている者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び
問い合わせ先 〒162-8802 東京都新宿区
市谷本村町5-1 陸上自衛隊 中央会計隊

契約科 北澤 電話 03-3268-3111 内線
47566

(2)入札説明書の交付・見本の確認方法 本公告
の日から上記3(1)の場所にて実施する。

(3)入札書の受領期限 郵送による場合は、令和
6年3月28日(木)17時00分。ただし、
入札書を持参する場合は、開札の日時までと
する。

(4)開札の日時及び場所 令和6年3月29日
(金)10時00分 防衛省市ヶ谷庁舎E-1
棟6階中央会計隊入札室

4 その他

(1)入札及び契約手続において使用する言語及
び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2)入札保証金及び契約保証金 免除。

(3)入札の無効 本公告に示した競争参加資格
のない者の提出した入札、入札者に求められ
る義務を履行しなかった者の提出した入札は
無効とする。

(4)契約書作成の要否 要。

(5) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無。

(7) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shuji Miyauchi, Chief of Contract Division Central Finance & Accounting Command

(2) Classification of the services to be procured : 42.

(3) Nature and quantity of the services to be required : Investigation, consideration and basic design for the maintenance of temporary structures for business use, etc.
1 set.

(4) Delivery period : as in the tender documentation.

(5) Delivery place : as in the tender documentation.

(6) Procedure for tender Suppliers shall submit the estimate of total sum excluding consumption tax.

(7) Qualification for participating in the tendering procedures : eligible suppliers for participating in the proposed tender are those who shall.

① not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the necessary consent for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③ have higher than Grade C "offer of services etc" in terms of the qualification for participating in tenders (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2022, 2023 and 2024.

④ are not being suspended from transaction by the request of the officials in charge of contract.

(8) Time limit for tender : 17:00 on 28 March, 2024 in case of by mail, 10:00 on 29 March, 2024 in case of by hand.

(9) Contact point for the notice : Kitazawa,
Contract Section, Central Finance &
Accounting / Command, 5 - 1
Ichigayahonmuracho Shinjuku-ku Tokyo
162 - 8802 Japan TEL 03-3268-3111
ex. 47566

入 札 説 明 書

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 業務用仮設物等の整備のための調査検討及び基本設計
- (2) 規 格 : 仕様書のとおり
- (3) 数 量 : 1 ST
- (4) 納入場所 : 陸上幕僚監部
- (5) 納入期限 : 令和7年3月31日(月)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格で、「役務の提供等」のA・B・C等級の資格を有する者。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (7) 第5号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

3 競争入札を執行する場所及び日時

- (1) 場 所 : 中央会計隊入札室 (E1棟 6F)
- (2) 日 時 : 令和6年3月29日(金) 10時00分

4 入札の方法

- (1) 落札決定は、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札結果は、「税抜金額」で発表する。

5 入札の無効

- (1) 第2項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。

- (3) 電報及び電話による入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合

6 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書

「役務請負契約条項」「談合等の不正行為に関する特約条項」「暴力団排除に関する特約条項」を付す。

7 低入札価格調査について

- (1) 予算決算及び会計令第85条による基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (2) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の資料作成、調査等に協力すること。

8 保証金及び違約金等

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 落札決定方式：総品目総額
- (4) 契約方式：一般競争
- (5) 落札者が契約を結ばないときは、落札価格の100分の5以上を徴収する。
- (6) 契約者が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上を徴収する。
- (7) 遅延賠償として遅延部分1日につき1000分の1以上を徴収する。

9 契約書作成の有無

落札者は、落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成、提出すること。

10 その他

- (1) この入札説明書は官報と併用して参照のこと。
- (2) 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- (3) 契約締結は、本件に係る令和6年度予算が成立することを条件とする。
- (4) 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。
- (5) 入札開始前までに下記の写しを提出すること。(FAXまたはメール可)
 - ・資格審査結果通知書(全省庁統一資格)
 - ・「仕様書7ページ 3 管理技術者等の指定 3.1 管理技術者等」にて示す各技術者の資格証
- (6) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語とし記載金額は円表示とする。
- (8) 郵送等による入札は、令和6年3月28日(木)17時00分迄に担当者必着分までを有効とする。
- (9) 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所別途執行日時場所を示し、後日執行する。
- (10) 入札に関する照会先
 - 〒162-8802
 - 東京都新宿区市谷本村町5-1
 - 陸上自衛隊中央会計隊契約科第2契約班 北澤
 - TEL03-3268-3111 (内線47566)
 - FAX03-5269-5135 (直通)
- (11) 仕様書及び役務内容等に関する問い合わせ先
 - 陸上幕僚監部 丸野
 - TEL03-3268-3111 (内線41854)

別紙

契約手続における押印等の省略について

日頃より中央会計隊契約科の調達案件につきまして御協力を頂きありがとうございます。

この度、企業から提出していただく書類の押印等の省略について、令和3年4月1日以降、下記のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

記

- 1 押印が必要な書類
契約書（なお、割印は不要）
- 2 押印を省略できる書類
契約書以外の書類
- 3 押印省略時の措置
契約書以外の書類への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入願います。
なお、記載された連絡先には、必要に応じ、当方から御連絡させていただく場合がございます。
- 4 その他
従来どおり、契約書以外の書類への押印を省略しない場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記入は不要です。

調達要求番号：4L6B1A00001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	—	仕様書番号
業務用仮設物等の整備のための 調査検討及び基本設計	陸幕施-営601	
	防衛大臣承認	—
	作成	令和6年1月23日
	変更	—
	作成部隊等名	陸幕防衛部施設課営繕班

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ジブチ共和国内での派遣海賊対処行動航空隊等活動拠点における業務用仮設物等の整備のための調査検討及び基本設計（以下、役務という。）について規定する。

1.2 用語の定義

- 関係機関等 ジブチ共和国における政府機関をいう。
- 調査設計業務 調査検討，基本設計，工法の検討を行う業務をいう。
- 業務用仮設物等 派遣海賊対処行動航空隊等活動拠点に設置された建物及び設備をいう。
- 関係法令等 法律，施行令，施行規則，条例，規則をいう。
- 水道法等 水道法，下水道法，電気事業法をいう。
- 業務関係書類 設計図書，業務計画書，成果品の他，受注者の本支店等で作成するこの業務に関する一切の書類をいう。
- 設計図書 図面及び仕様書，これに附帯する関係書類
- 検査官等 検査官及び監督官をいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお，関連文書については，この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり，この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

- 陸上自衛隊会計事務規則（昭和50年陸上自衛隊達第16-4号）
- 国土交通省が制定した，各種の工事標準仕様書及び基準（最新版）
- 防衛省が制定した，各種の工事共通仕様書，設計要領，設計基準及び技術基準（最新版）
- 設計等技術業務委託契約書

b) 関連文書

- ジブチ共和国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の書簡（外務省告示第二百二十三号平成二十一年四月二十日）
- 水道法等の関係諸法規等
- 上記ほか本業務に関係する関係諸法規等

2 役務に関する要求

2.1 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日

2.2 履行場所

受注者事務所及びジブチ共和国自衛隊活動拠点（ジブチ市内）

2.3 役務の目的

この役務は、ジブチ共和国に設置されている、派遣海賊対処行動航空隊等活動拠点（以下、拠点という。）における業務用仮設物等の整備を実施する上で必要な、調査検討及び基本設計を行うものである。

2.4 役務の対象品目

役務の対象品目は表1のとおり。

表1－役務の対象品目

No.	施設名称	延面積 (㎡)	構造・階数	備考
1	建物A	約1200	軽量鉄骨造・2階建	新設 宿泊施設
2	建物B	約1200	軽量鉄骨造・2階建	新設 宿泊施設
3	建物C	約1200	軽量鉄骨造・2階建	新設 宿泊施設
4	建物D	約500	鉄骨造・1階建	新設 厚生施設（体育館）
5	建物E	約150	鉄骨造・1階建	新設 器材保管庫
6	建物F	約150	鉄骨造・1階建	新設 器材保管庫
7	建物G	約300	鉄骨造・1階建	新設 車庫（整備スペース有）
8	既存インフラ設備		上記の整備に伴い必要となる整備	

- a) 室内が大空間で軽量鉄骨造が適さないものは鉄骨造にて検討
 b) 建物A～Cの宿泊施設，建物E・Fの器材保管庫は，同じ種類の建物であることから，設計及び作成する図面は同じものになると想定，ただし，同じ種類の建物であっても利用形態により平面プランが一部異なる可能性があることに留意

2.5 役務の概要

対象品目について次に示すa) からd) の項目について実施する。

- a) 現地調査
 b) 基本検討
 c) 基本設計
 d) 報告書作成

2.6 役務の項目別の実施内容

役務の概要に示す項目別の実施内容は，次のとおり。

a) 現地調査

ジブチ共和国の拠点において以下の調査を実施する。

- 1) 測量調査及び土質調査の詳細については附属書Aによる。
 2) 規格調査（日本産業規格に類する諸外国の産業規格，および現地で採用されている産業規

格の調査)

- 3) 市場調査（主要建設材料，設備機器，建設機材等について，現地において入手可能か調査する）

4) 現況調査

拠点の東側建設予定地域（以下，東側地域という。）の業務用仮設物新設に係る既存インフラ設備及び雨水排水の調査

b) 基本検討

a) 項の結果を踏まえ，並行して基本設計に資する以下の検討を行い，検査官等と協議の上基本設計の方針を決定する。

1) 共通項目

1.1) 建設コスト（イニシャルコスト（輸送費，関税を含む），ランニングコスト）の検討

1.2) 調達計画と事業工程（調達期間，輸送期間を含む）の検討

狭隘な拠点内において，別途実施中の整備，今後計画している整備及び東側地域の整備の仮設資材置場等を考慮した，最適な事業工程の検討

1.3) 仮設計画の検討（作業員用の仮設事務所，整備に係る資材置き場等）

1.4) 雨水排水の状況を踏まえた敷地の造成検討

1.5) 既存インフラ設備から東側地域への引込及び増設の検討

1.6) 東側地域の敷地形状，敷地境界からの離隔，インフラ等の要件を踏まえた，最適な建物の配置・建物形状の検討

1.7) 1.1)～1.6)を踏まえて，下記の①～③プランの建物数により必要となるインフラ等の所要及び整備全般に係るコストを比較検討（（ ）は表1 役務の対象品目の施設名称）

① 宿泊施設3棟（ABC），厚生施設1棟（D），器材保管庫2棟（EF），車庫1棟（G）

② 宿泊施設2棟（AB），厚生施設1棟（D），器材保管庫2棟（EF），車庫1棟（G）

③ 宿泊施設2棟（AB），厚生施設0棟，器材保管庫2棟（EF），車庫1棟（G）

1.8) その他，検査官等から指定されたもの。

2) 施設別の項目は表2のとおり。

表2－施設別の項目

No	施設名称	概要
1	建物A	各部屋の配置等
2	建物B	各部屋の配置等
3	建物C	各部屋の配置等
4	建物D	各部屋の配置等
5	建物E	各部屋の配置等
6	建物F	各部屋の配置等
7	建物G	各部屋の配置等

c) 基本設計

1) 基本設計

2.5 b) 項により決定された方針に基づき，基本設計を行う。

1.1) 基本設計の内容は表3のとおり。

表3－基本設計の内容

No	施設名称	建築（総合） 基本設計	建築（構造） 基本設計	電気設備 基本設計	機械設備 基本設計	通信設備 基本設計
1	建物A	●	●	●	●	●
2	建物B	●	●	●	●	●
3	建物C	●	●	●	●	●
4	建物D	●	●	●	●	●
5	建物E	●	●	●	●	●
6	建物F	●	●	●	●	●
7	建物G	●	●	●	●	●

注記 屋根形状・構造・空調方式は官側からの指示による。

- 2) 基本設計に関する業務の範囲は表4のとおり。

表4－基本設計に関する業務の範囲

業務項目及び内容		業務範囲
(1) 設計条件等の整理	(イ) 条件整理	●行う ・行わない
	(ロ) 設計条件の変更等の場合の協議	●行う ・行わない
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(イ) 法令上の諸条件の調査	●行う ・行わない
	(ロ) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	・行う ●行わない
(3) 上下水道，ガス，電力，通信等の供給状況の調査及び関係機関との打ち合わせ。		●行う ・行わない
(4) 基本設計方針の策定	(イ) 総合検討	●行う ・行わない
	(ロ) 基本設計方針の策定及び検査官等への説明	●行う ・行わない
(5) 基本設計図書の作成		●行う ・行わない
(6) 概算事業費の検討		●行う ・行わない
(7) 基本設計内容の検査官等への説明		●行う ・行わない

- 2.1) その他業務の内容と範囲は表5のとおり。

表5－その他業務の内容と範囲

No	業務	範囲
1	電気設備	構内外線設備に係る検討
2	通信設備	通信線路設備に係る検討
3	上下水道設備	給水設備に係る検討
		下水設備に係る検討
4	雨水排水	雨水排水に係る検討

2.7 役務の実施

2.7.1 一般事項

- a) 本役務は、提示された設計と条件及び(2.7.2 参考基準等)により行う。
- b) 本役務は、電子納品対象業務とする。

2.7.2 参考基準等

日本国の法令、及び以下に示す仕様と同等の性能を得ることを目標に設計を行うが、日本国内と設計条件が異なることから、すべてにおいて日本国と同じ基準に基づく必要はない。また、2.6

- a)の結果に基づき、信頼性のある国際規格に基づき設計を行ってもよい。

適用基準、規格については検査官等と協議し決定する。

a) 共通

- 1) 官庁施設の総合耐震計画基準
- 2) 建設工事設計基準
- 3) 公共建築工事積算基準
- 4) 公共建築工事共通費積算基準
- 5) 公共建築工事標準単価積算基準
- 6) 防衛施設設計業務に係る電子納品手引書

b) 設計

- 1) 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- 2) 建築工事設計要領
- 3) 建築工事の構造設計について
- 4) 建築工事標準詳細図
- 5) 建築設備設計基準
- 6) 防衛施設設備設計要領
- 7) 建築設備耐震設計, 施工指針
- 8) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- 9) 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- 10) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- 11) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- 12) 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- 13) 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- 14) 有線, 無線通信工事共通仕様書
- 15) 土木工事共通仕様書
- 16) 土木設計等業務共通仕様書

c) 積算

- 1) 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)
- 2) 公共建築工事見積標準書式(建築工事編)
- 3) 公共建築数量積算基準
- 4) 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)
- 5) 公共建築工事見積標準書式(設備工事編)
- 6) 公共建築設備数量積算基準

- 7) 防衛施設設備積算要領
- 8) 通信工事積算基準
- 9) 通信工事積算価格算定要領
- 10) 通信工事積算要領
- 11) 通信工事積算価格算定要領の運用
- 12) 土木工事積算基準
- 13) 土木工事数量調書作成の手引き
- d) その他本業務に必要な文献等

2.7.3 設計貸与条件

- a) 受注者からの要求があった場合で、監督官が必要と認めるときは、受注者に設計図書に定める図書、その他関係資料及び図面等を貸与する。ただし、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- b) 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督官に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- c) 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督官に返却するものとする。
- d) 受注者は、貸与された図面及びその他関係資料等を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- e) 設計貸与条件は表6のとおり。

表6－設計貸与条件

No	施設名称	設計貸与資料	備考
1	建物A～B	類似する建設の設計図書	宿泊施設
2	建物D	類似する建設の設計図書	厚生施設
3	建物E, F	類似する建設の設計図書	器材保管庫
4	インフラ設備	拠点内の現況図等	直近年度においてはR1に拠点全般の測量, R5に上下水道調査を実施

2.7.4 業務関係書類の適正な管理

業務関係書類の作成等を行うパソコン、その他の電子情報機器を用いる場合は、情報の流出について万全を期すために、悪意のあるコードから保護する必要があることから、ウイルス対策ソフトを常に最新の状態に維持すること、脆弱性のあるフリーソフト及びファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を用いるなどの対策を講じるものとする。

また、再委託を行う場合においては、その再委託者に対しても周知徹底すること。

2.8 役務の確認および記録

受注者は、役務の履行に当たり、検査官等と密に連絡を取り、業務を行うものとし、疑義が生じた場合は、その都度、検査官等と協議の上、決定する。また、受注者は、a) から g) に示す役務の主要な区切りにおいて、必要な説明、協議、打ち合わせを行い、その結果を記録し、相互に確認を行う。連絡事項についても、同様に記録し、確認するものとする。その際の打ち合わせは、別に定めのないときは市ヶ谷駐屯地内とする。

- a) 業務着手時
- b) 現地調査の着手時
- c) 現地調査完了時，基本検討の着手時
- d) 基本検討の完了時，基本設計の着手時
- e) 基本設計の完了時，報告書作成の着手時
- f) 成果品提出時
- g) その他，監督官の指示による。

3 管理技術者等の指定

3.1 管理技術者等

受注者は、当該法人に所属する者のうち、次の a) から e) のいずれかに該当する者を管理技術者とし、a) から f) のいずれかに該当する者を照査技術者として、各1名配置しなければならない。

- a) 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- b) 技術士（建設部門）で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者
- c) 技術士（建設部門）で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法の登録を行っている場合には7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門のうち建設部門）に4年以上従事している者
- d) R C C Mの資格を有し、登録証書の交付を受けている者
- e) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士
- f) 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）の資格を有する者

4 検査

- a) 受注者は、作成した業務計画書によって、検査官の承認を受ける。
- b) 受注者は、役務管理状況の検査（書類、記録及び写真等による検査）及び役務の成果品について、検査官の検査を受ける。

5 その他

5.1 関係機関等への調整等

受注者は、役務の履行にあたり関係機関及び地元関係者等に対して意見を徴収する場合は a) から c) の処置を行う。

- a) 地元関係者等から質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、検査官等の承諾を得ずに行わないものとし、関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- b) この仕様書の定め、検査官等の指示により受注者が行うべき関係者等への説明、交渉等を行う場合は、交渉等の内容を書面で随時、検査官等に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- c) この業務の実施中に検査官等が関係者等と協議を行い、その結果を調査検討条件として本業務を実施する場合には、協議等に立会をするとともに、説明資料及び記録の作成を行うもの

とする。

5.2 関係機関等への手続き等

- a) 受注者は、この業務の履行にあたり、日本国及びジブチ共和国等の関係機関等との連絡を密に保たなければならない。
- b) 受注者は、この業務の履行に必要な関係機関等への届出等を、ジブチ国内における法令等又はこの仕様書の定めるところにより実施しなければならない。ただし、これにより難い場合は、検査官等の指示を受けるものとする。
- c) 受注者はb)に規定する届出等にあたっては、その内容を記載した書面により、事前に監督官に報告しなければならない。
- d) 受注者は、適用する法令等に基づく関係機関等の検査がある場合は、その検査に必要な機材、労務等を提供しなければならない。
- e) 受注者は、地域住民及び地元関係者との間に紛争が生じないように所要の処置を講じなければならない。
- f) 受注者は、地域住民及び地元関係者からこの役務の履行に関して苦情があった場合は、誠意をもってその解決に協力しなければならない。
- g) 受注者は、この業務を履行する上で必要な関係機関等、地域住民及び地元関係者と交渉する場合は、事前に検査官等に報告のうえ、自らの責任において誠意をもって対応しなければならない。
- h) 受注者は、a) から g) に係る交渉等の内容は、書面で明確にしておくとともに、その状況を随時、検査官等に報告し、指示があれば従うものとする。

5.3 知的財産権

- a) 受注者は、本役務の成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利のうち受注者に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作権者人格権を除く。）を当該成果品の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- b) 受注者は、本役務の履行において第三者がもつ知的財産権を侵害することのないように際して第三者が有する著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。なお、成果品中に受注者が従来から所有している著作権または第三者の著作権が含まれている場合には、これらの著作物の著作権は譲渡の対象外とする。
- c) 受注者は、その作成する成果品が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

5.4 情報保全

受注者は、本役務を実施する過程で知り得た情報を、関係者以外の者に漏らしてはならない。

5.5 再委託

受注者は、業務を再委託に付する場合に、書面により契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。

5.6 留意事項

- a) 受注者は、ジブチ共和国内における作業時において、緊急時の連絡体制により、常時連絡体

- 制を確保しなければならない。
- b) 受注者は、拠点内においては当該拠点の規則等を遵守すること。
 - c) 拠点の立入については、拠点所定の立入許可が必要となるため、必要な手続きについて監督官の指示を受ける。
 - d) 拠点において別途発注業務と競合する場合は、監督官の指示に従って、当該業務の関係者と協力し遺漏のないよう円滑な進行を図る。
 - e) 現地調査に必要な旅費（宿泊費、交通費等）、翻訳及び通訳業務は、本役務に見込むものとする。

5.7 提出書類は表7のとおり。

表7－提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	提出先	記事
1	着手届	3	契約後速やかに	監督官	官側指定様式による。
2	業務計画書	3	契約後速やかに	監督官	様式適宜
3	役務報告書（概要版）	3	役務完了後速やかに	監督官	様式適宜
4	役務報告書（本編）	3	役務完了後速やかに	監督官	様式適宜
5	役務報告書（資料編）	3	役務完了後速やかに	監督官	様式適宜
6	打ち合わせ簿	1	必要の都度	監督官	様式適宜
7	完了届	3	役務完了後速やかに	検査官	官側指定様式による。

注記 様式適宜で提出するものは、日本産業規格A列4番縦、横書を標準とする。

提出書類に使用する言語は、日本語による表記ができないものを除き、すべて日本語とする。また、外国語により発行された書類を提出する場合は、日本語訳を付すものとする。

5.7.1 業務計画書

業務計画書には以下の内容を記載する。

- a) 業務概要、実施方針、業務工程、打合せ計画、業務組織計画、成果品の品質を確保するための計画、成果品の内容部数、使用する主な図書及び基準、連絡体制（緊急時含む。）、使用する主要な機器、著作権、照査計画
- b) 管理技術者、照査技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験、平成20年4月以降の同種または類似業務の実績
- c) 管理技術者、照査技術者以外で技術者を配置する場合は、その者の分担業務の分野、氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験、平成20年4月以降の同種または類似業務の実績、協力者がある場合は、事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務の分野、協力を受ける理由及び具体的内容とする。
- d) その他、監督官が指示する内容とする。

5.7.2 役務報告書

- a) 役務報告書には、附属書Bの成果品を含む。
- b) 役務報告書は、2.6 a) 現地調査、2.6 b) 基本検討、2.6 c) 基本設計、の結果をとりまとめ、概要版、本編、資料編に区分し作成する。

役務報告書（資料編）は、計算に使用した理論、公式の引用、文献の複写、その計算過程を明記した説明資料、各種検討資料によるものとし、要求性能書を作成する。

- c) 成果品に使用する計量単位は、国際単位系（S I）とし、従来単位を併記するものとする。
- d) 最終成果は、防衛省HPの防衛施設設計業務に係る電子納品手引書
http://www.clearing.mod.go.jp/a_fd を参照し電子データとして、光学式記憶媒体（CD-R又はDVD-R）で3部提出するものとし、電子納品の範囲については検査官等と事前に協議するものとする。

電子納品の提出の際は、国土交通省の（電子成果物作成支援，検査システム）により動作確認を行い，ウイルス対策を実施した上で提出する。

5.8 成果品の取扱い

提出されたCADデータについては、当該施設に係る役務の受注者に貸与し、当該役務における施工図の作成，当該施設の完成図の作成，完成後の維持管理に使用することがある。

5.9 仕様書に対する疑義

この仕様書に疑義が生じた場合，監督官を経由して，契約担当官等と協議するものとする。

附属書A

(規定)

A.1 業務の共通条件

- a) 環境対策 環境保護及び汚染防止対策に配慮する。
- b) 気候の条件 現地の気候等の条件は、外気温 (25～50℃)、高湿度 (湿度 90%)、塩害及び防塵 (砂)、現地の観測値に基づき設計を行い、可能な限り耐久性・耐候性を確保し、居住性に配慮する。
- c) 作業性と互換性の確保 可能な限り保守整備が隊員及び現地の作業員で実施可能な製品を使用し、簡易な補修が発生する場合を想定して互換性に配慮する。
- d) 調達の容易性の確保 主要機器及び修繕に必要な資材、器材については、現地 (近隣諸国からの輸入含む。) または日本国における入手が容易な製品とする。

A.2 測量等調査

貸与資料等をもとに添付された付図に示す範囲の測量等調査を実施する。

項目	規格・寸法	単位	数量	備考
測量等	敷地・高低	m ²	約30,000	
既設構造物調査		m ²	約25,000	

- a) 測量等の種類は監督官との調整による。
- b) 既設構造物調査
 - 1) 既設構造物調査として、地上構造物及び地下構造物の調査を行うものとする。(既設図は貸与する。)
 - 2) 既設構造物調査は、現地踏査を行い、平面位置、形状寸法等を記入した既設構造物調査平面図 (地形測量図を利用する) を作成すると共に、既設構造物台帳 (番号、平面位置、形状寸法、埋設深さ、流入出管底、写真等を表記) を作成し、提出するものとする。推定部は凡例により明示するものとする。
 - 3) 既設排水ルートにおいて、当調査範囲外に流出 (流入) している場合は、調査範囲外であっても、最寄りの樹等までは調査を行うものとする。
 - 4) 既存インフラ設備は、付図に示す範囲外であっても調査を行うものとする。
 - 5) 地下構造物の調査は表 A.1 のとおり。

表 A.1—地下構造物の調査

調査項目	調査内容	試掘等箇所
雨水排水設備	柵、寸法、深さ、管径、管種、基準高さ、流れの方向	人孔、柵による確認を行う
汚水排水設備	柵、寸法、深さ、管径、管種、基準高さ、流れの方向	人孔、柵による確認を行う
給水設備	埋設深さ、管径等	
電気設備	埋設深さ、ケーブルの本数、大きさ、種別 (強電、弱電)	人孔、ハンドホールによる確認を行う
通信設備	埋設深さ、ケーブルの本数、大きさ	人孔、ハンドホールによる確認を行う

- 5) 地上構造物の調査は表 A.2 のとおり。

表 A.2—地上構造物の調査

調査項目	調査内容	試掘箇所
建物	構造, 種別, 寸法	
鉄塔, 電柱等	構造, 種別, 寸法	

A.3 土質調査

a) 一般仕様

- 1) 業務の実施に当たっては, 契約書, この附属書, 付函, a.2), a.3), a.4) に基づき実施する。その他, 土質調査については, 基本的に J I S に定める試験法によるものとし, 規格のないものについては, 土質試験法 (地盤工学会) に準拠して実施するものとする。規格調査等の結果を踏まえ, 信頼性のある国際規格に基づき調査を行ってもよい。適用する基準・規格については検査官等と協議して決定する。
- 2) 受注者は, 調査地区の全体写真 (4 方向) および主な調査業務の状況写真等を撮影し, 整理提出するものとする。
- 3) 受注者は, 検査官等の指示する様式により業務の進捗状況, その他, 検査官等の要求する報告書を提出しなければならない。
- 4) 受注者は, 業務完了後, ボーリング孔を埋戻し業務関係区域内の跡片付けをおこなうとともに, 破損したものについては直ちに復旧し, 清掃を行わなければならない。

- b) 業務種別及び数量の算定項目は, 表 A.3 のとおり。

表 A.3—東側地域

項目	規格寸法	単位	数量	備考
1) 機械ボーリング	φ 66 mm	箇所	2	
2) サウンディング	標準貫入試験	箇所	2	ボーリング箇所全て
3) 土質試験			一式	

A.3.1 土質調査仕様

a) 機械ボーリング

- 1) 機械ボーリング (ノンコア) の孔径は, (66 mm) を標準とする。
- 2) 掘削工法は, (ロータリーボーリング) とする。
- 3) ボーリングの位置については, 監督官と協議のうえ決定するものとする。
- 4) 推定される地層は, 表 A.4 のとおり。

表 A.4—地層 (推定)

	掘進長 (単位: m)	
	隊舎地区	
粘土・シルト	約 5	
砂・砂質土	約 5	
礫混土砂		
計	約 10	

- 5) ボーリングに伴って採取された土質のサンプルを、標本箱に整理のうえ提出するものとする。
 - 6) ボーリングにおいて、地下水が認められた場合、ボーリング終了後地下水位の安定を待って水位を測定するものとする。
 - 7) 報告書には、B. M又は仮B. Mからの高低関係を明示するものとする。
- b) サウンディング
- 1) 種別は（標準貫入試験）とする。
 - 2) 標準貫入試験は、全てのボーリング孔で行うものとする。
標準貫入試験はJIS A 1219（土の標準貫入試験方法）によるほか、測定間隔は1 m毎及び地層変化毎に行うものとする。（N値は60を上限とする。）
- c) 土質試験
- 土質試験に使用する土砂は、ボーリングにより採取した試料を使用し、表A.5の試験を行うものとする。

表 A.5—土質試験

試験項目	適用土質	試験数	試験方法
		隊舎地区	
粒度試験	粘質土	計10検体	JIS A1204
	粘性土		
液性限界、塑性限界試験	粘質土	計10検体	JIS A1205
	粘性土		

細粒分含有率試験は、過去に実施した拠点調査実績を活用

- d) 各種土質試験については、地層の代表的な箇所で行うこと。ただし、地層の変わり目で1箇所行うものとする。

A.3.2 とりまとめ

以下の資料整理とりまとめ等を行うものとし、地質調査報告書に記載すること。

- a) ボーリング柱状図及び土質又は地質断面図の作成
- b) 各調査結果に基づく調査地周辺の地形、地質の評価及び土質定数の設定等
- c) ボーリングの結果に基づく、基礎工法についての考察
- d) 液状化に関する考察
- e) 水中ポンプ、山留工事等の必要性に関する考察

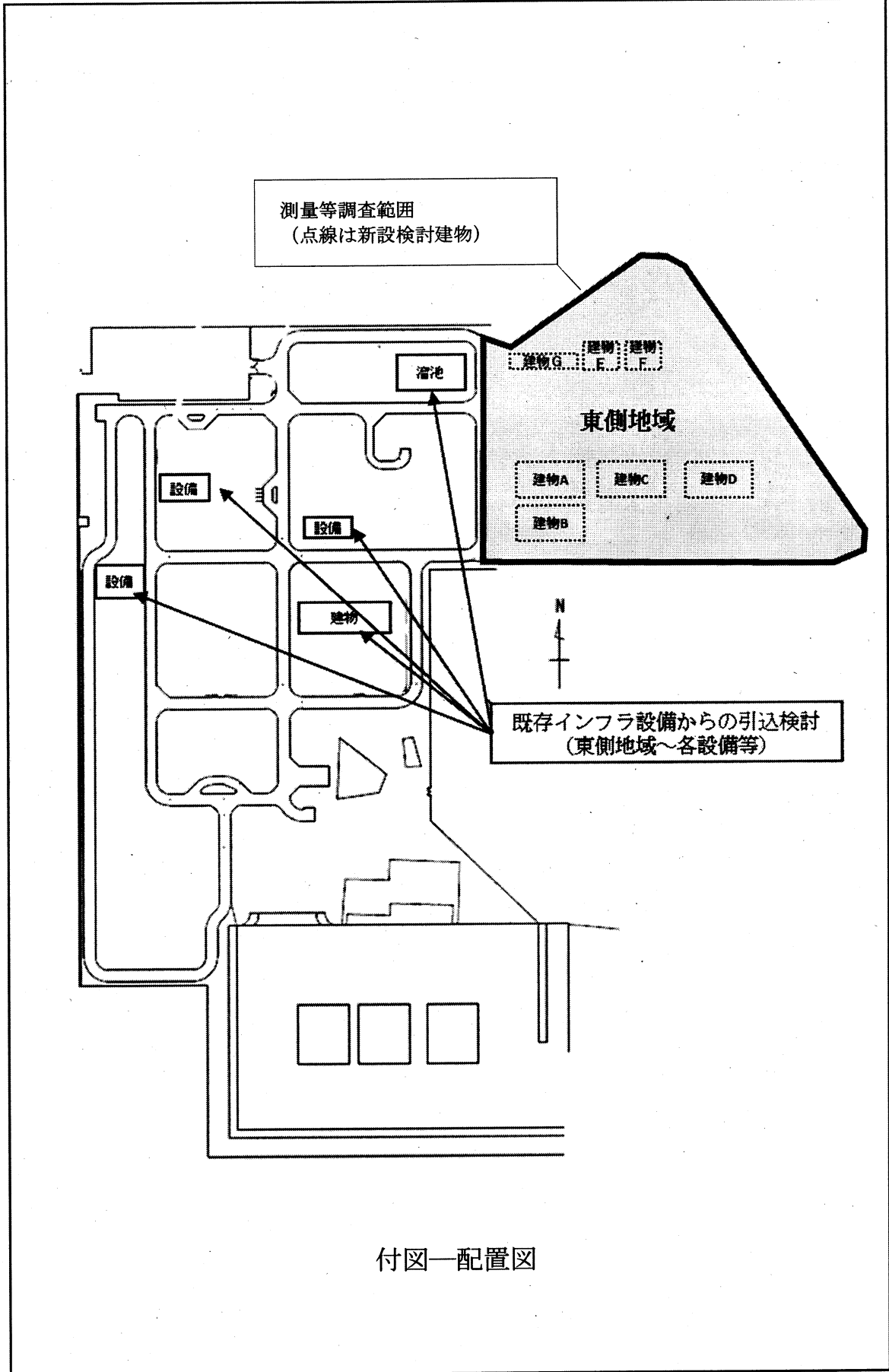
附属書B
(規定)

B.1 成果品は表 B.1 のとおり。

表 B.1—成果品

成果品等	
1 建築設計	a) 建築（総合）設計図 b) 基本設計説明書 c) 構造計画概要書（基本構造計画案含む）
2 電気設備設計	a) 電気設備計画概要書 b) 電気設備計画基本設計図
3 機械設備設計	a) 空気調和設備計画概要書 b) 空気調和設備計画基本設計図 c) 給排水衛生設備計画概要書 d) 給排水衛生設備計画基本設計図
4 通信設備設計	a) 通信設備計画概要書 b) 通信設備計画基本設計図
5 土木設計	a) 雨水排水概要書 b) 雨水排水計画基本設計図
6 現地調査業務	a) 土質等調査結果報告書
7 その他	a) 概略事業工程表 b) 数量算出書 c) 数量調書 d) 整備費概算書 e) 要求性能書 f) その他監督官が必要と判断するもの
8 資料等	a) 各種技術資料（カタログ等） b) 各記録書 c) CADデータ（JWW） d) 関係法令等確認書

- a) 成果品はA4版又はA3版を基本とし、A3版に収まらない縮尺の図面等は監督官との調整による。
- b) 製本は黒表紙金文字製本とする。



入札書
見積書

調達要求番号	4L6B1A00001	契約実施計画番号	4K6Z12A00020
--------	-------------	----------	--------------

金額 ¥ (税抜)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
業務用仮設物等の整備のための調査検討及び基本設計	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入場所	陸上幕僚監部	納期	令和7年3月31日		
入札保証金	免除	入札書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

委任状（入札等）

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

令和6年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、
を代理人と定め、下記権限を委任します。
なお、委任解約した場合には連署の上、お届けします。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。